



茨城県報

号外第194-3号

平成17年12月18日

日 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 家畜等の移動等を禁止する区域の指定（2件）（畜産課） 1
- 家畜等の移動等を禁止した区域の指定の解除（畜産課） 1

告 示

茨城県告示第1425－2号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、茨城県家畜伝染病まん延防止規則（昭和27年茨城県規則第47号）第7条の規定により、家畜等の移動等を禁止する区域を平成17年12月18日付けで次のとおり指定した。

平成17年12月18日

茨城県知事 橋 本 昌

移動禁止家畜等	移 動 禁 止 区 域	移動禁止期間	その他必要な事項
鶏、あひる、七面鳥及びウズラ並びにそれらの死体又は高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品	茨城町（網掛、秋葉、海老沢、小堤、小幡（国道6号線より西側を除く。）、上石崎（県道106号（長岡大洗線）より北側を除く。）、神宿、駒場、城之内、鳥羽田（県道18号（茨城鹿島線）より西側を除く。）、中石崎、南島田、宮ヶ崎、谷田部 鉾田市（大戸、大和田、上富田、菅野谷、舟木、紅葉、鹿田、田崎、箕輪）	平成17年12月18日から当分の間	移動禁止の理由：高病原性鳥インフルエンザのまん延防止

茨城県告示第1425－3号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、茨城県家畜伝染病まん延防止規則（昭和27年茨城県規則第47号）第7条の規定により、家畜等の移動等を禁止する区域を平成17年12月18日付けで次のとおり指定した。

平成17年12月18日

茨城県知事 橋 本 昌

移動禁止家畜等	移 動 禁 止 区 域	移動禁止期間	その他必要な事項
鶏，あひる，七面鳥及びウズラ並びにそれらの死体又は高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品	水戸市（秋成町，大場町，けやき台，酒門町，下入野町，住吉町，東野町，元石川町，森戸町，吉沢町） 茨城町（網掛，上石崎，神宿，下石崎，中石崎，長岡，宮ヶ崎（県道115号（子生茨城線）より南西側を除く。），谷田部，若宮 鉾田市（田崎，箕輪）	平成17年12月18日から当分の間	移動禁止の理由： 高病原性鳥インフルエンザのまん延防止

茨城県告示第1425－4号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため，茨城県家畜伝染病まん延防止規則（昭和27年茨城県規則第47号）第7条の規定により，平成17年11月4日付け茨城県告示第1253－2号で家畜等の移動等を禁止した区域の一部を次のとおり解除する。

平成17年12月18日

茨城県知事 橋 本 昌

移動禁止家畜等	移 動 禁 止 解 除 区 域	移動禁止解除日	その他必要な事項
鶏，あひる，七面鳥及びウズラ並びにそれらの死体又は高病原性鳥インフルエンザの病原体を広げるおそれのある物品	茨城町（飯沼，奥谷，小幡（寛政川の南側及び茨城県信運動公園の東側を通り小幡城跡に至る南北に走る道路の西側に限る。），上飯沼，木部，駒渡，下飯沼，下土師，蕎麦原，中央工業団地，野曽，南川又，南栗崎） 岩間町（安居，押辺（県道30号線上のバス停「土師十字路」付近を起点とする県道43号線の北側及び同県道上のバス停「曲松」から南に延び棚山東部公民館の西側を通る道路より東側に限る。） 友部町（柏井，長兎路，仁古田，湯崎） 美野里町（江戸，大笹，高田，手堤，寺崎，納場，橋場美（黒川より北側））	平成17年12月18日	ただし，茨城町木部1861を除く。

毎週月・木曜日発行（緊急事項は号外発行）（定価送料とも1月）
（休日の場合は繰下発行）（金 3,060円）

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310－8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029（301）1111（代）